社会福祉法人　至心会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人至心会（以下「当法人」という）定款第８条及び第21条の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、別表１のとおり報酬等を支給し、上限は年額100,000円とする。

（適用除外）

第３条　施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員等に対する報酬等の支給時期は、当日支給（現金支払）とする。

（費用弁償）

第５条　当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

（公表）

第６条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和元年６月24日より施行する。

この規程は、令和３年12月15日より施行する。

この規程は、令和６年１月５日より施行する。

別表１　非常勤役員等の報酬

①理事

項　　目	報　　酬
理事会等への出席	日　額　5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日　額　5,000 円

※上記の報酬は、源泉税控除後の金額とする。

②監事

項　　目	報　　酬
理事会等への出席	日　額　5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日　額　5,000 円
監事監査の業務	日　額　5,000 円

※上記の報酬は、源泉税控除後の金額とする。

③評議員

項　　目	報　　酬
評議員会等への出席	日　額　5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日　額　5,000 円

※上記の報酬は、源泉税控除後の金額とする。